二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の検査に関すること（土壌再生利用事業推進課の所掌に属するものを除く。）。

三　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する工事に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（土壌再生利用企画課の所掌事務）

第五十六条　土壌再生利用企画課は、福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する事務（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（土壌再生利用事業推進課の所掌事務）

第五十七条　土壌再生利用事業推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する工事の監督に関すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する工事の検査に関すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三　前各号に掲げるもののほか、福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する工事に関すること（環境再生・廃棄物対策部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（用地課の所掌事務）

第五十八条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関すること。

二・三　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

第五十九条・第六十条　（略）

（管轄区域の特例）

第六十一条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から	東北地方環境事務所	福島県内の区域

二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の検査に関すること。

三　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する工事に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

（土壌利用推進課の所掌事務）

第五十六条　土壌再生利用推進課は、福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する事務（環境再生・廃棄物対策部及び管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（用地企画課の所掌事務）

第五十七条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

二・三　（略）

四　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（用地補償課の所掌事務）

第五十八条　用地補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入れに関すること。

第五十九条・第六十条　（略）

（管轄区域の特例）

第六十一条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
第八条各号、第九条第十三号及び第十四号、第十条第一号から第十二号まで及び第二十号から	東北地方環境事務所	福島県内の区域